

Rotary 多治見西ロータリー第 2630 地区東濃グループ 多治見西ロータリークラブ

Weekly Rep

2017~2018 年度 第 52 期会長テーマ 『継続するための変化と多様性』

例会日 每週木曜日

例会場 産業文化センター

事務局 多治見市新町 2-23-4F

T E L 0572-25-5100

F A X 0572-25-5101

Email n-rc@joy.ocn.ne.jp

H P http://tajiminishi.jimdo.com

会 長 加藤 真左子 幹 事 山田 正史





第 2503 例会 2018 年 4 月 12 日

4月は母子の健康月間

移動例会(お花見例会) 恵那峡

1	4月12日			
	(木曜日)	多治見産業文化センター===多治見駅北口(税務署東側) ===多治見IC=== (中央) ===恵那IC=======		
		10:30	10:45	
		A4		
		恵那峡遊覧船【屋形船に乗船・例会・懇親会】===恵那 銀の森【買物】===恵那IC===(中央)===多治見IC=		
		11:45~13:10(乗船	時間12:00~13:00) 13:20~14:00	
		多治見駅北口(税務署東側)===多治見産業文化センター		
		14:50	15:10	

恵那峡(えなきょう) 岐阜県恵那市・中津川市を流れる木曽川中流の渓谷。この恵那峡は 当時の地理学者、志賀重昂が、大井ダムの湖景と一帯に見られる奇岩の調和を称え命名した ものである。全国にはダムの開発によって景観が損なわれたケースが多いが、この恵那峡は 全く逆のケースで、自然の造形と人工物の融合によって誕生した景勝地である。恵那峡県立 自然公園の中枢。恵那峡は一帯に奇岩が多いことで卓越している。屏風岩、軍艦岩、獅子 岩、鏡岩などが見られ、それらを見物するためのジェット船が周航している。地質学的にも 貴重な場所であり、鉱物博物館がある。また、名古屋圏にも近いことから行楽地として栄 え、近辺には恵那峡ワンダーランド(旧恵那峡ランド)や恵那峡カントリークラブなどがあ る。古くは大変な賑わいを見せたが、レジャーの多様化によって徐々に観光客が減少、恵那 峡ランドの閉鎖に伴い、恵那峡ロープウェイが休止される影響が生じた。

昼食(お弁当) 料理旅館 いち川



本日のプログラム

会長挨拶

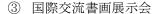


委員会報告

幹事報告

理事会報告

- ① 会長より挨拶
- ② 4月の例会行事説明



オープニングセレモニーについて

期日: 4月19日(木)10時

場所:駅北市庁舎1Fギャラリー

終了後オースタット国際ホテルにて例会と食事。

④ 苗栗扶輪社歓迎会について

日時: 4月18日(水) 18時

場所:イタリアンバル ボルコ

会費 5000 円 承認

2次会はカラオケを用意してある。

⑤ 最終例会について

日時:6月21日(木) 18:00 点鐘

場所:セルバチコ

会費 会員・家族 5000円

- ⑥ 虎渓山公園の山桜の木への看板について 例会で山口寛君から報告済み 看板代金 19940 円→承認
- ⑦ 協賛金について
 - ・東濃新報社より陶祖祭の広告依頼 広報より 10000 円承認
 - ・多治見軟式野球連盟少年部学童部への協賛 スマイルより 30000 円承認
 - ・多治見市制記念花火大会協賛 スマイルより 10000 円承認

先週の記録 ● 出席報告

会員数 37 名 免除者 3 名 出席義務者 34 名

出席者	欠席者	出席率
26 名	8名	78. 78%

● スマイル報告 投函者 19 名 金額 34000 円

兄妹会を東京で1泊して楽しい時間を過ごしました。5人とも健在で両親に感謝です。 伊藤義弘よい事がありました。 加藤三紀結婚45周年です。 佐藤 正

先週の卓話

社会奉仕委員会担当 服部賢治君 平成30年度税制改正の抜粋

1. 中小企業経営者の高齢化が進む中、平成30年から39年までの10年間、代替わりを円滑に集中的に進めるため、事業承継税制が見直されました。

内容は後継者である相続人等が先代経営者から 非上場株式を贈与または相続により取得した場合 は、贈与税相続税において、後継者の死亡の日ま で全額納税猶予されます。

納税猶予対象株式の制限が撤廃され、納税猶予割 合が 100%に引き上げられます。

複数人から取得し、複数の後継者に対する贈与相 続に拡大されます。 雇用確保要件が弾力化され ます。 相続時精算課税制度が併用できるので納 税猶予の途中打ち切りの場合には相続まで納税 猶予されます。 納税猶予が打ち切られ、納税猶 予額を納付する必要がある場合でも、株価が下が れば差額が免除される減免制度が設けられまし た。 適用を受けるためには、都道府県に認定申 請書を提出し、贈与税相続税の申告をしなければ なりません。 認定支援機関である金融機関、税 理士等の助言を受けて申請書を提出します。

2. 個人の所得課税の見直し

平成 32 年分以後給与控除額及び年金控除額が一 律 10 万円引き下げられます。

その代わり基礎控除額が 10 万円引き上げられます。 個人の青色申告控除額が 65 万円から 55 万円に引き下げられますが、電算処理及び電子申告の場合は 65 万円の控除額となります。



3. 法人課税の見直し 平成30年4月から3年間、中 小企業の平均給与が1.5%以上 増加した場合、給与支給増加額 の15%の税額控除が認められ ます。

来週の予定

4月18日 (水) 13:30 書画展の準備 駅北市庁舎1階ギャラリー 18:00 苗栗扶輪社歓迎会 イタリアンバル ボルコ

4月19日(木)10時 国際交流書画展示会 オープニングテープカット

終了後オースタット国際ホテルにて食事・例会